

◆データサイエンティスト育成クラッシュ・コース

<第8回>

データ分析の知的財産権

統計数理研究所

丸山 宏

hm2@ism.ac.jp

データ分析の知的財産権

概要

プロのデータサイエンティストとしてデータ分析を行う際に知っておくべき権利と義務について、知的財産権、個人情報保護、契約などの観点から学ぶ

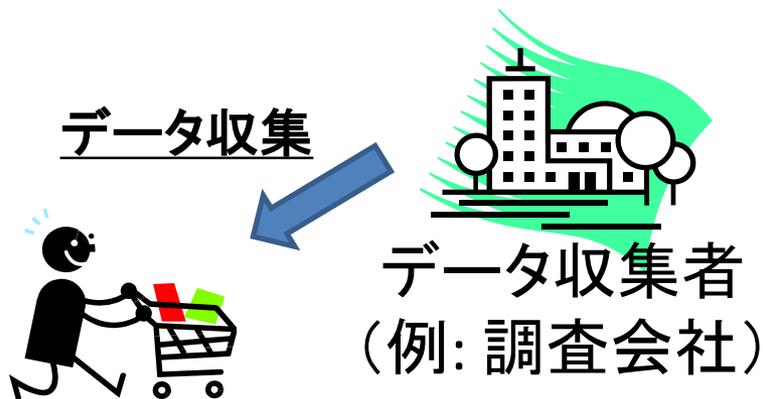
1. データ分析におけるプレイヤー
2. 知的財産権としてのデータ
3. 個人情報保護とプライバシー
4. 契約と秘密保持

1. データ分析における利害関係者



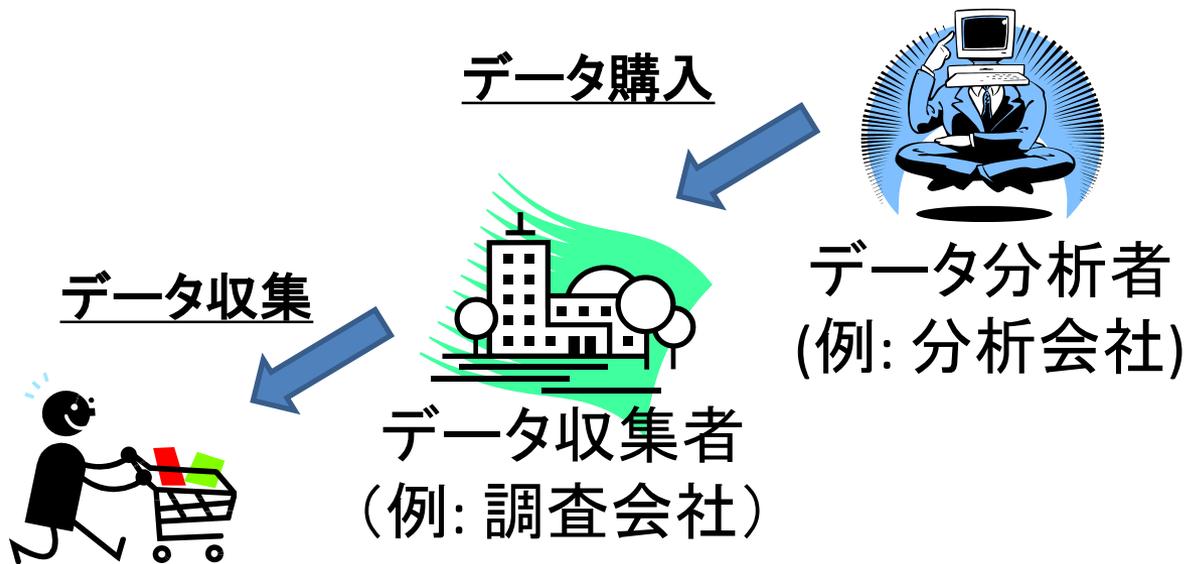
データ収集の対象者
(例: 消費者)

1. データ分析における利害関係者



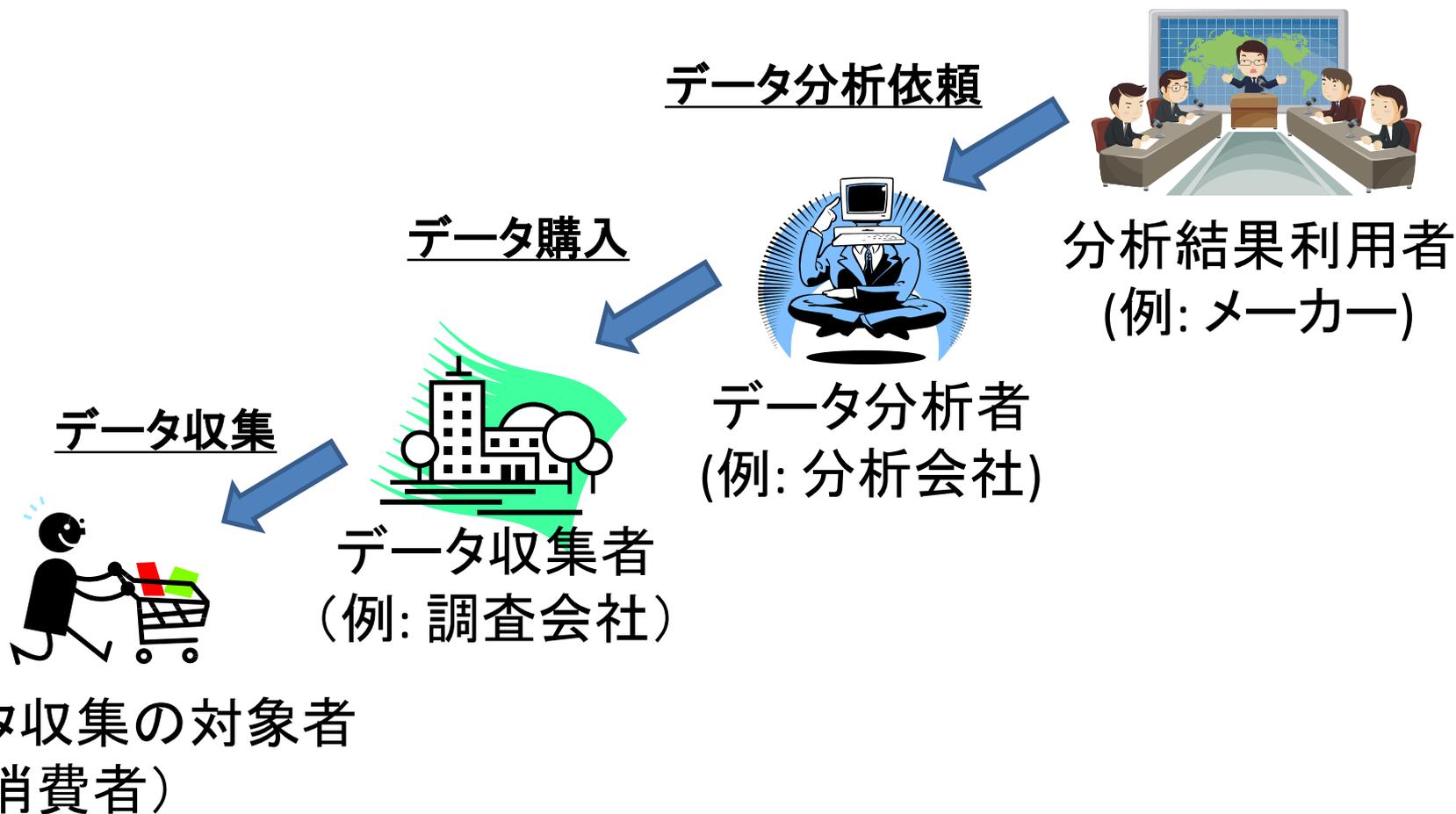
データ収集の対象者
(例: 消費者)

1. データ分析における利害関係者

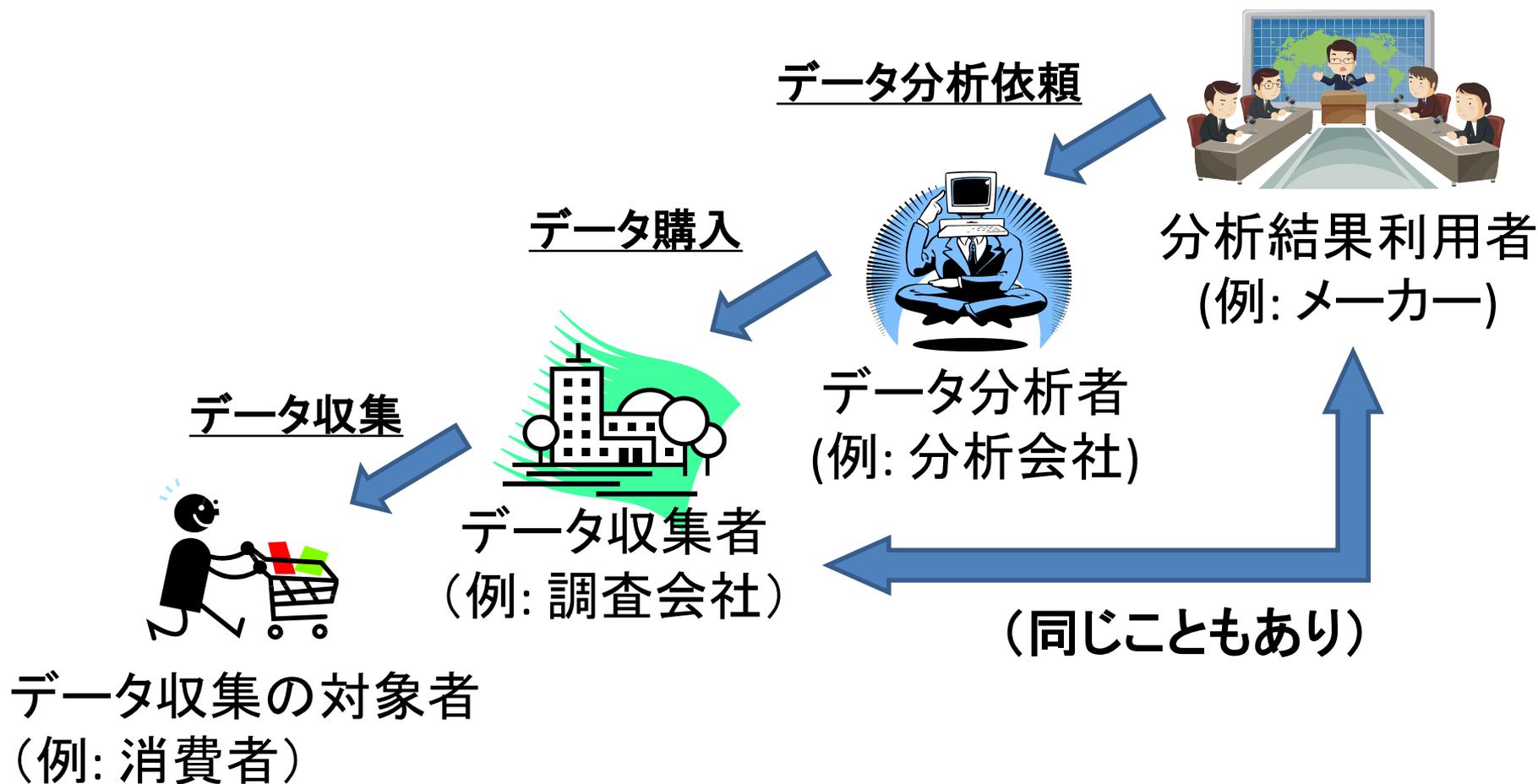


データ収集の対象者
(例: 消費者)

1. データ分析における利害関係者



1. データ分析における利害関係者



データ分析を行う際に考えること

- 利害関係者は誰か
- そのデータ分析に関して、どのような権利・義務関係が発生するか
 - 法律上の権利・義務
 - 契約上の権利・義務
 - 商習慣・一般社会常識の上で権利・義務

2. 知的財産権としてのデータ

有体物に関する財産権



無形物に関する財産権



著作物



著作物



発明



商標



データ??

特許法と著作権法

- 特許法

- 発明(自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの)を保護
- 公開・登録の原則
- データ分析のメカニズムは発明となる可能性あり
 - 例: 線形計画法におけるカーマーカー法

特許法と著作権法

- 著作権法

- 文章・音楽・プログラムなど「思想・感情を創作的に表現したものを」を保護
- 複製権、公衆送信権、著作人格権など
- 創作時に自動的に権利発生
- データそのものには創作性はないが、データベースとして整理されたものには著作権が発生する
 - 多くのデータ提供者は著作権を主張している

オープンデータの動き

DATA.GOV
EMPOWERING PEOPLE

Open ID

Search Data Catalog

Search site content

HOME ABOUT DATA METRICS OPEN GOVERNMENT BLOGS COMMUNITIES

NITRD

*Wireless Spectrum
Testbed Information Portal*

Latest Datasets

- LiDAR Survey - Sheyenne River, North ...
- LiDAR - Minnehaha Creek, MN Watershed
- LiDAR Collect - Mississippi River Low...
- Mississippi River Centerline - Headwa...
- Lake Ashtabula, ND - 2009 4-Band Imagery
- LIDAR Collect for Roseau County, Minn...
- USACE Regulatory Boundary - St. Paul ...
- LIDAR Survey (City of Warroad Area) -...
- 1997 Red River of the North Flood Bou...
- LiDAR Rainy River, MN and Canada (Bor...

DATA AND TOOLS **COMMUNITIES** **OPEN GOVERNMENT**

<http://www.data.gov/>

政府統計 e-Stat

お問い合わせ | ヘルプ | English | 文字拡大・読み上げ

e-Stat
数字で見る日本
e-statは、日本の統計が閲覧できる政府統計ポータルサイトです。

政府統計の総合窓口

統計データを探す | 地図や図表で見る | 調査項目を調べる | 統計サイト検索・リンク集 | ログイン

統計データを探す
様々な府省が管理している統計データを検索できます。
 >> 主要な統計から探す
 >> 政府統計全体から探す
 キーワード検索(条件指定)

地図や図表で見る
地図や図表により統計データを“見える化”できます。
 >> 図表で見る日本の主要指標
 >> 都道府県・市区町村のすがた
 >> 地図で見る統計(統計GIS)
 >> 統計年鑑等の統計書(総務省統計局)

調査項目を調べる
統計データの基本となる用語やコードを説明しています。
 >> 統計に用いる分類(産業、職業等)・用語
 >> 市区町村名・コード
 >> 調査項目を探す

アンケート 実施中
ご協力をお願いします

統計について勉強しよう >>
統計を知る・学ぶ

ランキング

統計キーワード	統計表
利用件数	キーワード
1	72 人口
2	43 国勢調査
3	17 家計調査
4	16 都道府県別
5	12 人口動態統計

● 新着情報 ● 公表予定 ● お知らせ

RSSIによる配信はこちら

NEW! 2014年1月10日 文部科学省 >> 子どもの学習費調査(平成24年度)

<http://www.e-stat.go.jp/>

3. 個人情報保護とプライバシー

(個人情報保護法における) 個人情報とは

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/hourituan/>

OECDにおけるプライバシー8原則

1. 収集制限の原則	適法・公正な手段により、かつ情報主体に通知または同意を得て収集されるべき
2. データ内容の原則	収集するデータは、利用目的に沿ったもので、かつ、正確・完全・最新であるべき
3. 目的明確化の原則	収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき
4. 利用制限の原則	データ主体の同意がある場合や法律の規定による場合を除いて、収集したデータを目的以外に利用してはならない
5. 安全保護の原則	合理的安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護すべき
6. 公開の原則	データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき
7. 個人参加の原則	データ主体に対して、自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、または異議申立を保証するべき
8. 責任の原則	データの管理者は諸原則実施の責任を有する

4. 契約と秘密保持

- ◆ データ分析にあたっては、秘密保持契約 (NDA / CDA) が必要
 - 「秘密」の指定
 - 秘密保持年限
- ◆ データそのものを保護する法律はないので、個別の利用(ライセンス)規約を結ぶ
 - 通常は相対契約だが、オープンデータはパブリック・ライセンス
 - 利用目的の制限:「本データを当該研究目的のみに使用する」
 - 免責事項:「完全性・正確性・有用性について何らの保証もしない」
 - ★ただし、データが広く利用されていることを知った上で、意図的にデータを改竄することは、他の法律による責任を問われる可能性がある
- ◆ 二次情報の扱い
 - 残留情報(データ分析をきっかけに思いついたアイデア、など)は、秘密やライセンスに縛られない
 - ただし、ビジネス慣行や信義にもとめることは避けること

参考文献

1. 田村善之『知的財産法 第5版』(有斐閣、2010年)
2. クリエイティブ・コモンズ <http://creativecommons.org>
3. 安岡廣道編
『ビッグデータ時代のライフログーICT社会の“人の記憶”』
(東洋経済新報社、2013年)
4. 情報処理 Vol.54, No.11(2013)
特集「プライバシーを守ったITサービスの提供技術」
5. 福井健策『ビジネスパーソンのための契約の教科書』
(文藝春秋、2010年)